

安全な交通社会の実現に向けて

指定自動車教習所は誕生して以来60年以上にわたり、我が国の経済活動等各分野で活躍するドライバーを社会に送り出す重要な役割を担ってきました。

年間、約160万人の新たな運転免許保有者が誕生していますが、このうち約97%は指定自動車教習所の卒業生です。

近年は、運転免許取得のための教育施設としての役割のほか、都道府県公安委員会からの委託等を受けて、既免許取得者を対象とする高齢運転者講習・免許取消処分者講習、初心運転者講習等の各種法定講習の実施機関としての役割を担っています。

また、幼児や高齢者などの運転免許を持たない交通弱者に対する安全教室や企業の運転者に対する研修など、指定自動車教習所の施設、器材、人材(知識・技能)を活用した交通安全教育を実施し、地域における「交通安全教育センター」としての役割も果たしています。

指定自動車教習所は、交通社会において安全マインドの高いドライバーの育成に努め、交通事故の防止に寄与しており、公共性・公益性が極めて高い事業、施設です。

引き続き、次の4点を基本的な理念として、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

指定自動車教習所は

運転の責任 を教えます

生命の大切さ を教えます

運転の楽しさ を教えます

地域の安全 に貢献します



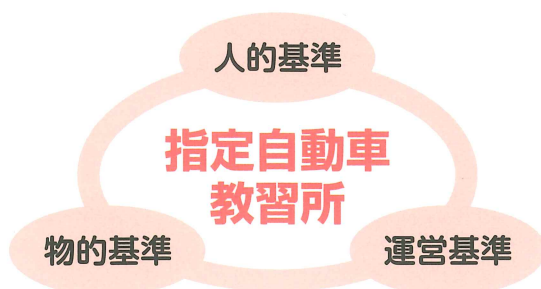
CONTENTS

指定自動車教習所とは

指定自動車教習所の役割は

指定自動車教習所とは

指定自動車教習所は、法律により定められた3つの基準に適合しています。



運転者教育を行っている施設のうち、

- (1) 資格のある指導員・検定員が配置されていること **(人的基準)**。
- (2) コースの面積や形が基準に適合し、学科を勉強する教室があること **(物的基準)**。
- (3) その他教習の内容等が道路交通法令の定める基準に適合していること **(運営基準)**。

の3つの基準をクリアし、公安委員会が指定したものが指定自動車教習所です。卒業生には運転免許試験のうち技能試験免除の特典があります。全国に自動車教習所は1,230校余りあります。

毎年、新規免許取得者の約97%に当たる人たちが指定自動車教習所を卒業しており、初心運転者教育機関の中核をなしています。

■人的基準

法令上の資格要件を備えた管理者を置くとともに、法令上の資格要件を備え、公安委員会の審査に合格した指導員・検定員を配置していなければなりません。職務の公平性を強く求められる技能検定員は「みなし公務員」とされています。



■物的基準

コースの敷地の面積が8,000㎡(二輪専門教習所は3,500㎡)以上あり、コースの種類、形状及び構造が法令に定める基準に適合し、技能教習や技能検定を行うために必要な種類の自動車を備えている必要があります。

また、学科教習を行うために必要な建物その他の設備、器材を備えている必要があります。



■運営基準

教習は、法令に定められた所定の教習課程表に基づいて、教習方法・時間数の基準に適合するように行わなければなりません。

例えば、新規に普通自動車免許を取得しようとする、学科教習26時限、技能教習34時限を行う必要があります。



指定自動車教習所の役割は

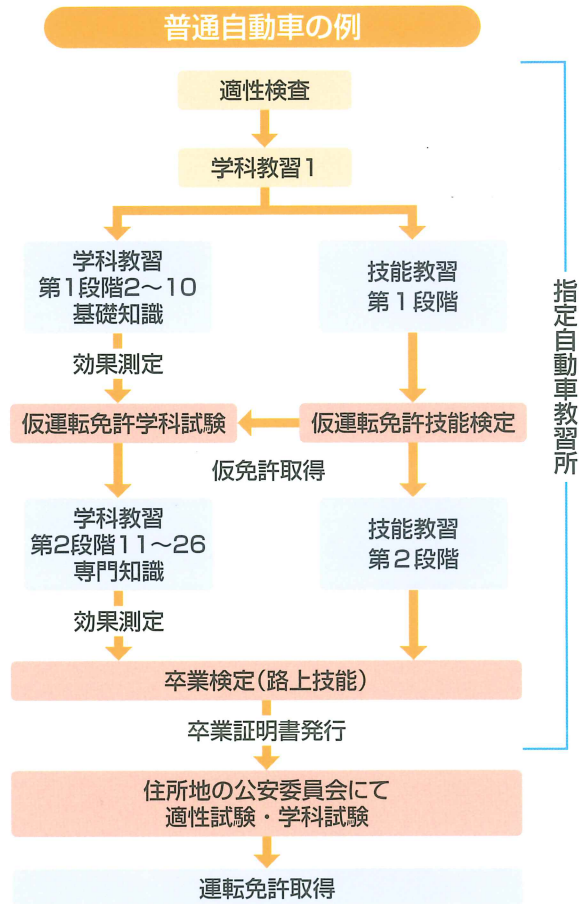
新たに運転免許を取得する人に安全運転を教育する施設です。

■自動車の運転免許を取得するには？

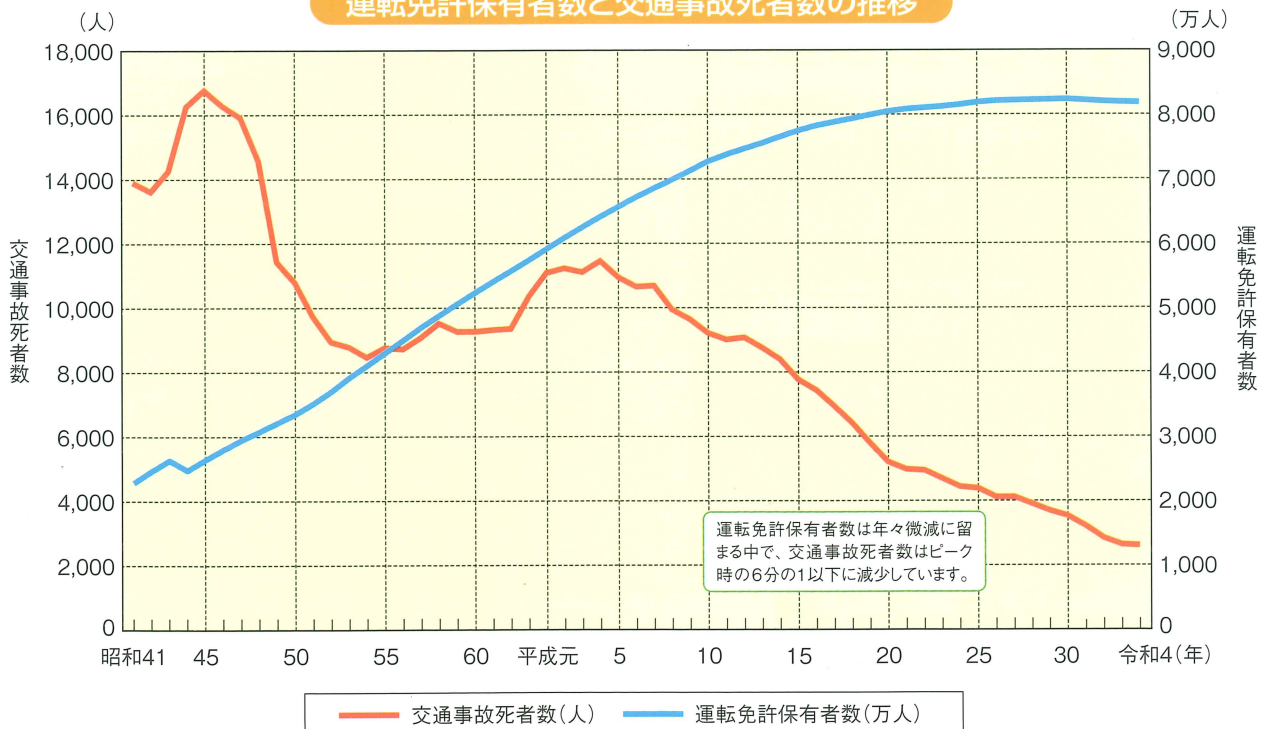
直接、警察の運転免許試験場(免許センター)に行き技能試験と学科試験を受験(合格)する方法もありますが、現在、新規に運転免許を取得する人(年間約160万人)の約97%は、指定自動車教習所の卒業生です。指定自動車教習所を卒業すると技能試験が免除され、警察の運転免許試験場で行われる適性試験(視力試験等)と学科試験を受けて、それに合格することにより、運転免許を取得することができます。

■指定自動車教習所を卒業すると警察の技能試験が免除されるのはなぜでしょう？

道路交通法第97条の2に「公安委員会(警察)から指定を受けた教習所(指定自動車教習所)が発行した卒業証明書を有する者に対しては、免許試験のうち技能試験が免除される」旨規定されているからです。



運転免許保有者数と交通事故死者数の推移



各種法定講習の実施機関としての役割も担っています。

■法定講習を実施しています

交通事故を防止するために、免許を更新する機会に運転者の再教育を行うなど、運転者の安全意識を高め、更には、交通法令に違反したり、交通事故を起こした人などを対象として改めて教育を行うために、道路交通法で各種の講習制度を定め、その受講を義務付けているのが法定講習といわれる制度です。

公安委員会(警察)から指定(委託)を受けた教習所では、次の法定講習を実施しています。

●高齢運転者講習

(道路交通法108条の2・1項12号)

70歳以上の者が免許証の更新時に受ける講習(高齢者講習同等課程・特定任意高齢者講習を含む。)

※令和4年中の受講者数は、全国で約359万人でした。

●免許取消処分者講習

(道路交通法108条の2・1項2号)

事故や違反等で免許の取消処分を受けた者が再び免許を取得しようとする場合に受ける講習

■その他、次のような法定講習も実施しています

●免許停止処分者講習

(道路交通法108条の2・1項3号)

●初心運転者講習

(道路交通法108条の2・1項10号)

●免許取得時講習

(道路交通法108条の2・1項4号～8号)

●免許更新時講習

(道路交通法108条の2・1項11号)

●安全運転管理者等講習

(道路交通法108条の2・1項1号)

●若年運転者講習

(道路交通法108条の2・1項14号)

地域における「交通安全教育センター」としての役割も果たしています。

■既免許取得者に対する安全運転教育を実施しています

免許証は取得しているが、運転に自信がない、いわゆるペーパードライバーなどの運転技能の向上や、道路交通に関する知識を深めるために、公安委員会から認定を受けて、種々の運転者教育を実施しています。

また、トラック、バス、タクシー、営業車等企業の職業ドライバーに対する安全運転技能の向上など、企業研修として企業の依頼により行っている講習があります。

■幼児から高齢者までを対象に交通安全教室などを行っています

●教習所は、単に運転者養成の役割を果たすだけでなく、年2回(春・秋)行われる全国交通

安全運動などの機会をとらえ、地域の警察署、団体等と連携して「教習所の一日開放」行事等を開催し、衝突時のシートベルト、エアバッグ効果の実験、シミュレーターやスキッドパンの体験、動体視力の測定などを通じて交通安全に寄与する取組を進めています。

●幼児、児童、中学生、高校生、高齢者、一般運転者などに対する交通安全教育を行うなど、地域における「交通安全教育センター」としての役割も積極的に推進しています。

●教習所の持つ施設、器材、知識、技能を活用して、ペーパードライバーの再教育、企業などからの要請による交通安全教室など幅広い取組を行っています。